

ID: 163

担当部署: 産業観光課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	聖籠町農産物加工センター条例 第24条第2項		
<b>例 規 番 号</b>	平成21年 条例第28号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (町長による管理)                      第二十四条                      2 前項の規定により町長が加工センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行う場合において、町長は、自ら管理の業務を行う直前の利用料金の額を使用料として徴収するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日